# 「都道府県分別収集促進計画」について

● 市町村における容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集の拡大のため、市町村相互間の取組や広域的な取組を計画的に進めていただくもの

### 【取組記載の例】

- 効率的な分別収集方法や収集体制確立するための広域化への支援
- 市町村ごとの取組の分析及び働きかけ 等
- ▶ 今後「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」 を踏まえたものになることが期待され、その重要度が増す。

計画策定事務を簡略化していただくことは差し支えない

• 廃棄物処理法に基づく「都道府県廃棄物処理計画」の中に「都道 府県分別収集促進計画」を一体として位置づける 等



### 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じます。

#### ■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源** 循環を一層促進する重要性が高まっている。
- O このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

#### ■ 主な措置内容

#### 1. 基本方針の策定

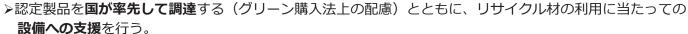
- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針を策定**する。
  - ▶ プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
  - ▶ ワンウェイプラスチックの使用の合理化
  - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

#### 2. 個別の措置事項

設計 ・ 製造

#### 【環境配慮設計指針】

●製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。





<付け替えボトル>

#### 販売

提供

排出

回収

イク

#### 【使用の合理化】

● ワンウェイプラスチックの提供事業者(小売・サービス事業者など)が取り組むべき**判断基準を策定**する。 ▶主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



<ワンウェイプラスチックの例>

#### 【市区町村の分別収集・再商品化】

●プラスチック資源の分別収集を促進するため、**容り 法ルートを活用した再商品化**を可能にする。





<プラスチック資源の例>

● 市区町村と再商品化事業者が**連携して行う再商品化 計画**を作成する。

▶主務大臣が認定した場合に、市区町村による**選別、 梱包等を省略**して再商品化事業者が実施することが 可能に。

#### 【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。
- ▶主務大臣が認定した場合に、認定事業者 は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



<店頭回収等を促進>

#### 【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- ●排出事業者が排出抑制や再資源化等の 取り組むべき**判断基準を策定**する。
  - ▶主務大臣の指導・助言、プラスチック を多く排出する事業者への 勧告・公 表・命令を措置する。
- ●排出事業者等が**再資源化計画**を作成する。
- ▶主務大臣が認定した場合に、認定事業 者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

▼: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー



<施行期日:公布の日から1年以内で政令で定める日>

#### 【市区町村の分別収集・再商品化】

●プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、市町村はプラスチック使用製品廃棄物について、分別の基準を策定し、当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

### 市区町村による分別収集・再商品化

市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たって以下の措置を講ずるよう努める。

- 分別の基準の策定
- ・ 当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置 【第31条】

**容器包装リサイクル法ルートの活用** 【第32条】 再商品化計画に基づく再商品化 【第33条】

### 【市区町村の分別収集・再商品化】(プラスチック資源としての一括回収)

●プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、**容器包装リサイクル法ル** ートを活用した分別収集物の再商品化を可能にする。

#### 市区町村

容器包装・製品をまとめて分別収集

プラスチック製 容器包装

上記以外の プラスチック使用製品

#### ①分別収集物の基準

【第32条】

・環境省令で定める基準



分別収集物の 再商品化を委託

#### 委託の基準

【第36条第2項】 ・政令で定める基 淮

# 容器包装リサイクル法 指定法人

容器包装リサイクル 法に基づき、特定事 業者から委託を受け て、分別基準適合物 の再商品化を行う者

#### 廃棄物処理法の特例

【第36条第1項、第4項】 ・一廃・産廃の業許可不 要

・処理基準等の適用 【第36項第4項】

### 再商品化 実施者

指定法人の委託を受けて、分別収集物の 再商品化に必要な行 為を実施する者

#### 再委託の基準

【第36条第3項】 ・政令で定める基 淮

#### 廃棄物処理法の特例

【第36条第1項、第5項】 ・一廃・産廃の業許可不 要

・処理基準等の適用 【第36項第5項】

#### 【市区町村の分別収集・再商品化】(中間処理工程の一体化・合理化)

- ●市区町村と再商品化実施者が連携して行う再商品化計画を作成する。
  - ▶主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化実施者が実施することが可能になる。

【第33条第3項】

#### 主務大臣

#### ①再商品化計画の認定申請

【第33条第1-2項】

再商品化費用を支払い

(申請事項)

- ・分別収集物の種類(主務省令で定める容器包装廃棄物の種類を含む。)
- ・実施期間
- ・分別収集物の種類毎の見込み量
- ・実施方法
- ・実施費用の総額・内訳
- ・収集・運搬、処分施設
- ・その他省令で定める事項
- +添付書類

#### ②要件に適合する計画の認定

(認定要件)

- ・計画内容: 再商品化の効率的 な実施に資するものとして主務 省令で定める基準
- ・期間:主務省令で定める期間
- ・能力・施設:適確かつ継続的 に行うに足りるものとして主務 省令で定める基準
- 欠格要件

#### ③計画の変更の認定 申請/事前届出/ 事後届出 (第34条第1-3

1百】

※事業内容に関する変更の うち、主務省令で定める軽 微な変更については、事前 届出となる

#### ④変更の認定/ 認定取消し

【第34条第1項、第4 盾】

#### 市区町村

#### <中間処理工程の一体化・合理化のイメージ> 認定計画の範囲 申請者 分別収集物の 再商品化実施者 市区町村 再商品化を委託 再商品化実施者と連携 選別保管などの中間処理を省略し、効率的にリサイクル し計画を策定 容器包装リサイクル法 プラスチック製容器包装廃棄物 分別収集事業者 リサイクル施設 指定法人 (容器包装リサイクル法の分別基 準適合物とみなす【第35条】)の

### ダイオキシン類対策特別措置法の概要

○ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等に関する施策の基本とすべき基準等を定めるとともに、必要な規制及び事業に係る措置等を定め国民の健康の保護を図ることを目的に制定された。(平11.7.16 公布、平12.1.15 施行)

#### 【ダイオキシン類規制の経緯】

#### 平成9年8月

- ・大気汚染防止法施行令等の一部を改正しダイ オキシン類を指定物質に指定。廃棄物焼却炉 等に対し排出抑制対策を実施させるとともに、 有害大気汚染物質の大気環境モニタリングと して地方自治体がダイオキシン類を測定する こととされた。
- ・<u>廃棄物処理法に基づく政省令を改正し、ダイオキシン類の排出を抑制するため、廃棄物焼却施設の構造や維持管理の基準を強化した。</u>

#### 平成11年7月

- ・環境基準、排出ガス及び排出水に関する規制 等についてとりまとめて規定した「ダイオキ シン類対策特別措置法」が、議員提案により 成立。
- ・これに合わせ、大気汚染防止法施行令からダ イオキシン類の規制に関連する規定を削除。

#### 【ダイオキシン類対策特別措置法の構成】

- 1. 施策の基本とすべき基準耐容一日摂取量(第6条)環境基準<大気、水質、土壌、底質>(第7条)
- 2. 排出ガス及び排出水に関する規制

排出基準(第8条)

大気総量規制基準(第10条)

特定施設の設置の届出、計画変更命令(第12~16条)排出の制限、改善命令(第20~22条)

- 3. 廃棄物焼却炉に係るばいじん・焼却灰等の処理等 (第24、25条)
- <u>4.汚染土壌に係る措置</u>(第29~32条)
- <u>5.国の削減計画</u>(第33条)
- 6. 汚染状況の調査・測定義務 都道府県等による常時監視(第26~27条) 特定施設の設置者による測定及び測定結果の都道府県等へ の報告(第28条) 都道府県等による測定結果の公表(第28条)
- <u>7. 検討課題</u> (附則) 臭素化ダイオキシン類に関する調査研究の推進(第2条)

### 施設設置者によるダイオキシン類による汚染状況測定結果の都道府県等への 報告及び都道府県等による公表

- ○大気及び水質の排出基準適用施設の設置者は、年に1回以上排気ガス及び排水等に含まれるダイオキシン類の毒性等量を測定し、測定結果を都道府県等(都道府県及びダイオキシン対策特別措置法施行令において定める市。以下同じ。)へ報告することになっている。「ダイ特法第28条第1項~第3項〕
- ○都道府県等は報告された測定結果を公表することとされている。

[ダイ特法第28条第4項]

また、都道府県等は報告された測定結果をもとに、各種行政指導や立入検査を実施している。

### 施設の設置者 ダイオキシン類の 排出状況の測定

結果 報告

#### 都道府県等

結果 公表

## 問い合わせ

地域住民 (施設周辺の住民等)

### 行政指導や立入検査

表 1 排出基準適用施設等数※

施設	施設数 (大気)	施設数 (水質)		
基準適用施設 (括弧内は報告対象数)	8,510 (8,420)	3,476 (582)		
休止中の施設	1,740	60		

表 2 設置者の測定結果報告状況※ (休止施設除く)

	件数 (大気)	件数 (水質)
未報告・ 未測定	503	23
基準超過	52	1

表3 規制事務実施状況※

行政指導等	件数 (大気)	件数 (水質)
立入検査	3,699	790
口頭指導	570	155
文書指導	553	29
命令	12	2

### 提案に対する環境省の考え①

### 測定結果の報告及び公表の意義

- ○都道府県等は、事業者からの測定結果の報告を基に、施設の設置者に対して立入検査や行政指導を実施している。
- ○事業者による測定結果の都道府県等による公表は、事業者による排出抑制の実施のインセン ティブを与えるとともに、施設周辺住民の安心を確保するための措置である。

### 行政指導の状況

- ○都道府県等による行政指導の結果、多くの施設において未測定、排出基準超過といった状態が 是正されていることから、<u>ダイ特法に基づく指導監督権限を有する都道府県等</u>が引き続きダイ オキシン対策に取り組むため、施設設置者からの都道府県等への測定結果の報告は廃止すべき ではないと考えている。
- ○また、ダイオキシン類の環境への排出状況は施設周辺住民の関心も高いと思われ、引き続き都 道府県等による報告された測定結果の公表を実施すべきと考えている。

#### 備考

- ・未報告、未測定があった場合、多くの施設が行政指導の結果、測定を実施し都道府県等へ報告を行っている。
- ・基準超過施設についても多くの施設が行政指導の後の再調査で排出基準以下となっていることを確認している。一部基準超過の状況が続いている施設に対しても命令等の行政指導を実施している。

### 提案に対する環境省の考え②

### 事務負担の軽減について

- ○地方公共団体が行う事務の効率化・負担軽減は重要であると考えており、施設設置者からの都 道府県等への測定結果の報告を電子システム化することで、施設の設置者及び都道府県等両者 の事務負担軽減が図れるものと考えている。
- ○電子システム構築については、令和6年度運用開始を目指し検討を進めている。
- ○具体的には、電子システム化により以下の事務負担軽減が図れると思われる。
  - ・施設設置者による測定結果の都道府県等への報告事務
  - ・都道府県等による測定結果の確認・公表事務
  - ・都道府県等から国への報告事務
- ○今年度においても、施設設置者から都道府県等への報告項目の削減について検討中。

# 都道府県等



#### 施設の設置者

ダイオキシン類の 排出状況の測定 結果 報告

### 電子システム

- ・施設設置者が自主測定結果を入力することにより報告
- ・エラーチェック機能等による確認作業の効率化
- ・ダイ特法28条に基づく報告の公表様式の自動作成
- ・電子システム上の情報共有により都道府県等から国へ の報告手続きの効率化

結果 公表 地域住民 (施設周辺 の住民等)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
システム開発の スケジュール	予算要求	予算要求シンステムの	予算要求 検討・構築	運用開始